

RiverVillage Surf Club 会員規約

名称及び所在地

第1条

本クラブの名称・所在地は本文末尾に明記します。（以下「本クラブ」といいます）

運 営

第2条

本クラブの運営・管理（メンバー資格の得喪変更、会費・諸費用の收受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は、株式会社オフィスパイプライン RiverVillage Surf Club が行います。

目 的

第3条

本クラブは、入会されたメンバーが本クラブ施設や近隣海岸に於いて心身の健康の維持・増進を図るとともに、サーフィンを通してメンバー相互だけでなく、地域の方々とのより良い親睦を図り、品位あるサーフィンライフをエンジョイすることを目的とします。

入会資格

第4条

1. 本クラブに入会できる方は、本クラブの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。（以下「メンバー」といいます）
2. 暴力団構成員、メンバーの円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方、その他本クラブが不適當と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

入会手続

第5条

1. 本クラブに入会する方は、所定の入会手続きを行い、本クラブの承認を得た上、定める年会費をお支払いいただきます（入会金はありません）。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。
2. 入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自らメンバーになった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約第16条に定める危険負担と本クラブの免責につき同意するものとします。

資格停止及び除名

第6条

本クラブは、メンバーが次の各号の一つに該当すると認めた場合は、メンバー資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 本クラブの施設を故意に毀損した時。
2. 本規約、その他本クラブが定める規則に違反した時。
3. 本クラブの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱した時。
4. 入会書類に虚偽を記載したことが判明した時。
5. メンバーとして品位を損なうと認められる非行があった時。
6. 伝染病等他人に伝染感染するおそれのある疾病に罹患した時
7. 本クラブの合理的な指示・指導に従わない時。
8. その他、本クラブが、社会通念に照らし、本クラブメンバーとしてふさわしくないと認めた時。

メンバー資格の喪失

第7条

メンバーは、退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。メンバーが資格を喪失した場合には、第9条に規定するメンバーズカード、その他本クラブから貸与されている物品がある場合には、速やかに返還してください。

メンバー資格の譲渡禁止

第8条

メンバーは、そのメンバー資格を他に譲渡すること（相続を含みます）はできません。

メンバーズカード

第9条

本クラブは、メンバーに対してメンバーズカードを貸与します。なお、メンバーが本クラブを利用しようとするときは、メンバーズカードを提示しなければなりません。

会費等の支払

第10条

メンバーは、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の金額、支払期限及び支払方法等は、本クラブが定めるものとします。（会費は、メンバーが本クラブのメンバー資格を有する限り、現実に本クラブの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します）

休 会

第 11 条

当クラブは年会費制のため、休会などの制度はありません。入会日より起算して、1年後の有効期限まではメンバーとして認識されます。

退 会

第 12 条

メンバーは、入会日より起算して1年後の期日にて、自身での更新手続きを行わない限り、会員の有効期限が自動的に消滅します。本クラブがメンバーの更新意思を確認せぬまま自動更新として年会費の請求を行うことはありません。

ビジターの利用

第 13 条

1. 本クラブは、メンバーの同伴によりメンバー以外の方（以下「ビジター」といいます）に、本クラブを利用させることができます。ビジターは、本クラブの施設を利用するにあたり、本規約第 16 条に準ずるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、本クラブは必要に応じてビジターの入場制限をすることができるものとします。なお、ビジター料金、その他に関する規則は、別途本クラブが定めます。

休 業

第 14 条

本クラブは、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本クラブの都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは、原則として 10 日前までに、RiverVillage のホームページ、SNS などで事前告知します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など、緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

施設の廃止・利用制限等

第 15 条

1. 本クラブは、次の事由により本クラブの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。
 - A. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。
 - B. 施設の改造または補修工事实施のとき。
 - C. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
 - D. 施設の使用権限が消滅する等、運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
 - E. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。
2. 本クラブは、施設を利用して一般を対象としたスポーツスクール等を、あらかじめ事前告知することにより開催することができます。なお、メンバーは、これらのスクールで使用する間の当該施設に於いて、一部利用制限の対象となる場合があります。
3. 各種大会及び特別行事を開催する場合、施設の一部または全部の利用が制限されます。その場合は、前項の一般向けスクールの開催の規定を準用します。

メンバーの利用及び事故

第 16 条

1. メンバーは、自己の責任と危険負担において、他のメンバーと協調して、本クラブの施設を利用するものとします。
2. 本クラブは、メンバーが本クラブの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、責任を負いません。メンバー同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。
3. メンバーは、本クラブにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本クラブの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

責任事項

第 17 条

メンバーは、本クラブがメンバー制であることを認識し、同伴したビジターの本クラブ内における行為、クラブに対する支払い及び事故等一切につき、連帯責任を負うものとしします。

変更事項

第 18 条

メンバーは、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は、速やかに所定の書面で届け出るものとしします。

諸費用の改定

第 19 条

本クラブは、本規約に基づいてメンバーが負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本クラブは改定日の 1 ヶ月以上前までに、当社ホームページにてメンバーに告知するものとしします。

細 則

第 20 条

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本クラブが定めるものとしします。

改 定

第 21 条

本規約の改定及び変更は本クラブにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとしします。なお、本クラブが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の 1 ヶ月以上前までにその内容を当社ホームページにてメンバーに告知するものとしします。

附 則

第 22 条

本規約は 2022 年 5 月 15 日より施行します。

名称及び所在地

名 称：株式会社オフィスパイプライン RiverVillage Surf Club

所在地：神奈川県藤沢市鵜沼海岸 2-17-5-2F

〔 会員規約第 6 条について〕

1 資格停止・除名事項 会員の資格停止、及び除名については、会員規約第 6 条に規定しておりますが、以下の行為は同条に掲げる事由に該当するため、確認のため例示いたします。

1. 諸会費、諸料金、諸費用を支払うことなく、不正に施設、サービスを利用する行為。
2. 本クラブの施設利用者、スタッフなどに対する暴力行為(殴打、身体を押し、掴む等も含む)。
3. 奇声を上げる、大声で怒鳴る、行く手を阻む等の威嚇行為。
4. 物を投げる、壊す、叩く等の危険行為。
5. 本クラブの施設などを破壊、損傷、乱暴に扱う等の行為。
6. 本クラブの器具、その他の備品、商品の本クラブ外への持ち出し行為。
7. 施設利用者、または本クラブスタッフ等に対する待ち伏せ、尾行、個人的交友の強要、執拗な会話の強要等のつきまとい・ストーカー行為。
8. 盗撮、盗聴、痴漢、覗き、露出、唾を吐く等、法令または公序良俗に反する行為。
9. 危険物(武器、刃物、大量の花火などを含む爆発物、有害な薬品など)及び不衛生な物(異臭を放つ物など)を館内に持ち込む行為。
11. 動物を館内に連れ込む行為。
12. 施設利用者または本クラブスタッフ等に対する物品販売等の営業行為、勧誘行為、金銭の貸借等の行為。ビラ等の配布、はり紙等の掲示、宗教活動、政治活動、署名活動、その他これに準ずる行為。
13. 所定の場所以外での排泄行為。

2 禁止事項 以下の行為も、その程度によっては会員規約第 8 条(資格停止・除名規程)に掲げる事由に該当する場合がありますので、念のため例示いたします。

1. 本クラブの施設利用者、本クラブのスタッフ、本クラブまたは会社を誹謗・中傷する行為。
2. 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で本クラブのスタッフを拘束する等、業務を妨げる行為。
3. 自らの会員証を他人に貸与したり、使用させる行為。また、他の会員の会員証を当該会員の承諾を得たか否かに関わらず使用する行為。
4. 施設内で喫煙する事(電子タバコ、無煙タバコを含む)
5. 本クラブの許可なく施設内において撮影・録音をする行為。
6. 他人の施設利用を妨げる行為。
7. 飲酒をしての施設利用。
8. 社会通念上または信義則上、不当または過度な要求行為。

3 お願い(マナーについて)

以下の行為もご遠慮いただきますようお願い致します。なお、状況・程度によっては、上記1及び2の資格停止・除名または禁止行為に該当する場合もあり得ますのでご注意ください。

1. 高額な金銭、物の館内への持ち込み。
2. 本クラブの施設(共有スペースやコインシャワーなどの限度を超えた使用など)を長時間独占する行為。
3. 本クラブの施設・備品などを本来の目的以外の用途で用いる行為。
4. 本クラブの許可を得ずに、施設を利用して他の会員等に指導する行為。
5. 利用時間などを守らず入館する行為及び、利用時間、退出時間を守らず滞在する行為。
6. 本クラブの許可を得ずに、本クラブ内で写真または動画を撮影する行為。(クラブが許可したイベント等の撮影画像であっても、ご自身以外の方が写った画像を、SNS等に投稿することはご遠慮いただいております。)

※本ハウスルール(細則)は 2022年5月15日より施行します。

以上

年会費について

- 当クラブの会費は、入会金無し、1年間の年会費とし、1人 7,000 円となります。
- 年会費は、申込書と一緒に、店頭に於いてのみの受付となり、お支払いください。
- 現金の他、クレジット決済、QRコード決済でのお支払いが可能です。
- 会員カードを受け取りの際には、会員番号、お名前、有効期限を必ずご確認ください。

- 年会費をお支払いの会員の方は、キー付きのロッカー、更衣室、コインシャワー(有料 2 分 100 円)、コインシャワー前の休憩スペース、トイレの使用が可能となります。

ビジターについて

- 会員以外の方のご使用については、施設使用料として 1 日 500 円頂戴いたします。

コインシャワーについて

- 会員、ビジター問わず、有料2分間 100 円となります。